

## フランクリン・テンプルトン・ニュージーランド債券ファンド(毎月分配型) マンスリー・レポート 追加型投信／海外／債券

### 【ファンドの特色】

- ・ フランクリン・テンプルトン・ニュージーランド債券マザーファンドを通じて、主としてニュージーランド・ドル建ての国債、州政府債、地方債、国際機関債、社債等を中心に投資を行います。
- ・ 取得時において、原則として1社以上の格付機関から投資適格(BBB-/Baa3以上)の格付けが付与された、またはこれに相当する信用力をもつと運用者が判断する公社債に投資します。
- ・ 原則として、外貨建資産の為替ヘッジは行いません。
- ・ 毎決算時(毎月15日、休業日の場合は翌営業日)に分配方針に基づき収益分配を行います。

### 【基準価額の推移】



上記グラフは、過去の実績を示したものであり、将来の成果を保証するものではありません。  
基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。信託報酬率は後述の「ファンドの費用」をご覧ください。  
税引前分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして計算しています。

### 【基準価額及び純資産総額】

基準価額	8,375円	純資産総額	約26億円
------	--------	-------	-------

### 【騰落率(税引前分配金再投資)】

1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	3年	設定来
1.48%	-4.29%	-5.90%	-1.55%	3.93%	21.01%

\*市場に広く認知されているベンチマークで、当該ファンドのリスク特性を正確に反映できる指標が存在しないため、現状では、当該ファンドの収益率及びリスク特性を特定のベンチマークと比較しておりません。

\*ファンドの騰落率は税引前分配金を再投資した場合の数値です。

\*騰落率は実際の投資家の利回りとは異なります。

### 【分配実績】

決算月	分配金	決算月	分配金	決算月	分配金	決算月	分配金	決算月	分配金	決算月	分配金
2022年4月	15円	2022年10月	15円	2023年4月	15円	2023年10月	15円	2024年4月	15円	2024年10月	15円
2022年5月	15円	2022年11月	15円	2023年5月	15円	2023年11月	15円	2024年5月	15円	2024年11月	15円
2022年6月	15円	2022年12月	15円	2023年6月	15円	2023年12月	15円	2024年6月	15円	2024年12月	15円
2022年7月	15円	2023年1月	15円	2023年7月	15円	2024年1月	15円	2024年7月	15円	2025年1月	15円
2022年8月	15円	2023年2月	15円	2023年8月	15円	2024年2月	15円	2024年8月	15円	2025年2月	15円
2022年9月	15円	2023年3月	15円	2023年9月	15円	2024年3月	15円	2024年9月	15円	2025年3月	15円
設定来累計											3,310円

1万口当たりの分配金額(税引前)です。

運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

### 【基準価額の要因分析】

	当月	過去5ヶ月					設定来
	2025年3月末	2025年2月末	2025年1月末	2024年12月末	2024年11月末	2024年10月末	
基準価額変動額	122 円	-275 円	-224 円	75 円	-233 円	7 円	2014年02月28日～ 1,685 円
公社債損益	-3 円	-21 円	-16 円	32 円	21 円	-92 円	-503 円
利子収入	26 円	23 円	27 円	26 円	25 円	27 円	3,886 円
為替要因等	109 円	-267 円	-224 円	28 円	-268 円	83 円	-270 円
信託報酬	-11 円	-10 円	-11 円	-11 円	-10 円	-11 円	-1,429 円
分配金	-15 円	-15 円	-15 円	-15 円	-15 円	-15 円	-3,310 円
基準価額	8,375 円	8,268 円	8,558 円	8,797 円	8,737 円	8,985 円	

出所:T-STARのデータを基に委託会社が作成

上図はT-STARのデータを基に算出した基準価額変動の主要項目別の概算値です。また、分配金の算出根拠とは異なる場合があります。

四捨五入の影響により、基準価額変動額と内訳の合計が一致しないことがあります。

**Franklin·テンプルトン・ニュージーランド債券ファンド(毎月分配型) マンスリー・レポート  
追加型投信／海外／債券**

<フランクリン・テンプルトン・ニュージーランド債券マザーファンドの運用状況>

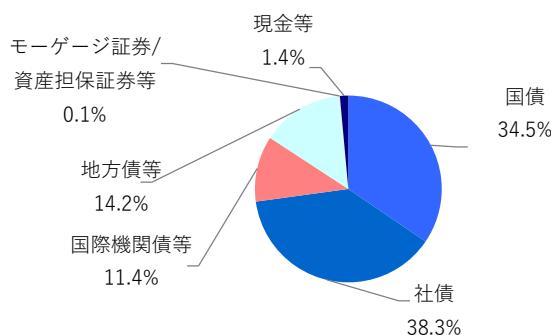
**【ポートフォリオの概況】**

<b>現物組入比率</b>	98.6%	<b>平均格付け<sup>*1</sup></b>	AA
<b>現金等</b>	1.4%	<b>デュレーション</b>	5.4
<b>銘柄数</b>	70	<b>利回り<sup>*2</sup></b>	4.4%

\*1 平均格付けとは、基準日時点で投資信託財産が保有している有価証券に係る信用格付けを加重平均したものであり、当該投資信託受益証券に係る信用格付けではありません。

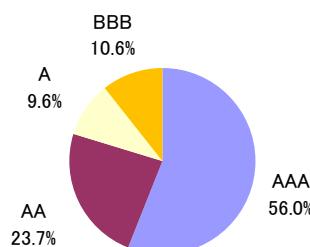
\*2 利回りは、期限前償還などの影響を調整した保有銘柄の利回りを加重平均したものです。また、当ファンドの運用利回り(運用成績)を示すものではありません。

**【セクター別構成比率】**



構成比率は小数点以下第2位四捨五入のため、合計が100.00にならない場合があります。

**【格付け別構成比率】**



S&P、ムーディーズおよびフィッチ・レーティングスのうち最上位の格付けで算出・作成しています。投資有価証券を対象として算出・作成しており、キャッシュ部分は含まれていません。

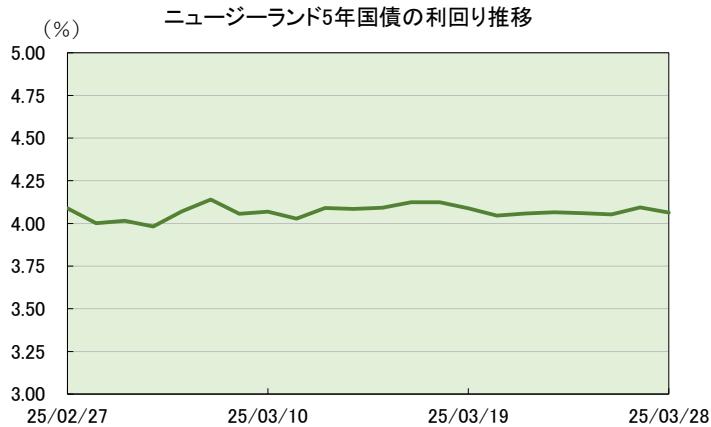
**【組入上位10銘柄】**

	銘柄名	クーポン (%)	償還年月	セクター	信用格付け			利回り (%)	デュレーション (年)	組入比率 (%)
					S&P	Moody's	Fitch			
1	ニュージーランド国債	3.500	2033年4月	国債	AAA	Aaa	AA+	4.48	6.86	4.9
2	ニュージーランド国債	2.000	2032年5月	国債	AAA	Aaa	AA+	4.38	6.51	4.6
3	ニュージーランド国債	4.250	2036年5月	国債	AAA	Aaa	AA+	4.74	8.74	4.5
4	ニュージーランド国債	2.750	2037年4月	国債	AAA	Aaa	AA+	4.85	9.94	4.2
5	ニュージーランド国債	1.500	2031年5月	国債	AAA	Aaa	AA+	4.24	5.74	4.2
6	ニュージーランド地方自治体資金調達機関	3.500	2033年4月	地方債等	AAA	NR	AA+	4.84	6.83	4.1
7	ニュージーランド国債	4.250	2034年5月	国債	AAA	Aaa	AA+	4.56	7.46	3.6
8	ニュージーランド住宅公社	1.534	2035年9月	国際機関債等	AAA	Aaa	NR	5.03	9.48	2.9
9	ニュージーランド住宅公社	3.420	2028年10月	国際機関債等	AAA	Aaa	NR	4.01	3.27	2.7
10	ニュージーランド国債	5.000	2054年5月	国債	AAA	Aaa	AA+	5.24	15.07	2.4

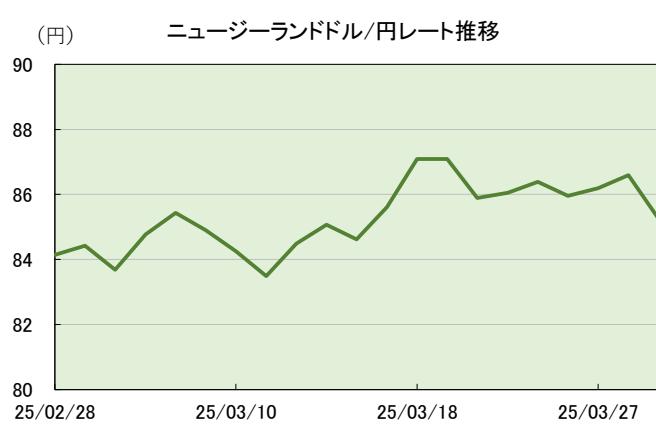
組入上位10銘柄は銘柄の一部をご紹介するものであり、個別銘柄の取引の推奨等を目的としたものではありません。

## フランクリン・テンプルトン・ニュージーランド債券ファンド(毎月分配型) マンスリー・レポート 追加型投信／海外／債券

### 【市場動向とポートフォリオの運用概況】



(出所)ブルームバーグ



(出所)三菱UFJ銀行が当日10:00に公表する仲値

### 【ニュージーランド債券市場】

当月のニュージーランド債券市場では、長期債を中心に利回りが上昇(価格は下落)しました。上旬は、ドイツ次期政権樹立に向けて連立交渉中の政党が、防衛およびインフラ投資にむけた大規模な財政改革案を発表したことから、ドイツの利回りが急上昇すると、ニュージーランドの債券利回りも上昇しました。中旬は、トランプ米政権が推進する政策を巡る報道に市場参加者が一喜一憂するなか、ニュージーランドの債券市場は方向感に欠ける展開となりました。下旬は、ニュージーランドの2024年10-12月期の実質国内総生産(GDP)成長率が前四半期比でプラスに転じたため、テクニカル・リセッション(2四半期連続のマイナス成長)から抜け出しましたが、債券市場への影響は限定的でした。社債セクターについては、社債利回りは低下(社債価格は上昇)しました。

### 【為替市場】

当月のニュージーランドドル(NZドル)・円相場は、NZドル高・円安となりました。上旬は、ニュージーランドの利回りが上昇したことから、NZドル高・円安が優勢となりました。中旬は、トランプ米政権の関税措置による貿易戦争激化への懸念から、投資家のリスク回避姿勢が強まったため、安全資産とされる日本円が対NZドルで一時上昇しました。しかし、その後はニュージーランドと経済的に結びつきの強い中国の小売売上高の伸びが加速し、中国当局による国内消費拡大に向けた取り組みが奏功しているとの見方が広がったことが、NZドル高・円安の要因となりました。下旬は、トランプ米政権が推進する政策を巡る報道に市場参加者が一喜一憂する展開となりました。

### 【運用概況とポートフォリオ戦略】

ポートフォリオの運用に当たっては慎重な運用方針で臨みました。資産配分については、NZドル建ての国債、地方債、国際機関債、社債等を中心に投資し、金融債などの社債を厚めとしました。公社債利金を手堅く確保したほか、NZドル・円相場でNZドル高・円安が進行したことを受け、為替損益がプラスとなつたことから、基準価額(分配金控除前)は前月末に比べ上昇しました。

## フランクリン・テンプルトン・ニュージーランド債券ファンド(毎月分配型) マンスリー・レポート 追加型投信／海外／債券

### 【投資リスク】

#### 基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資を行いますので基準価額は変動します。また、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、為替の変動による影響を受けます。

したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆さんに帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

#### 為替変動リスク(円高になると、基準価額が下がるリスク)

一般的に外国為替相場が円高となった場合には、実質的に保有する外貨建資産に為替差損(円換算した評価額が減少すること)が発生することにより、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

#### 金利変動リスク(金利が上がると、基準価額が下がるリスク)

一般的に債券の価格は、金利が上昇した場合には下落し、金利が低下した場合には上昇します。投資対象とする国・地域の金利が上昇し、保有する債券の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

#### 信用リスク(信用・格付が下がると、基準価額が下がるリスク)

一般的に公社債、コマーシャル・ペーパーおよび短期金融商品のデフォルト(元利金支払いの不履行または遅延)、発行会社の倒産や財務状況の悪化およびこれらに関する外部評価の変化等があつた場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

(注)基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

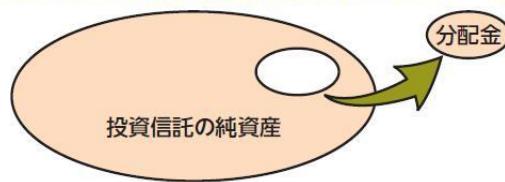
- 収益分配金は分配方針に基づいて毎決算時に委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額等の場合は、分配を行わないことがあります。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- 当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行うため、マザーファンドにおいて他のベビーファンドによる追加設定、一部解約等に伴う有価証券の売買等が行われた場合、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- その他重要な事項に関しては、投資信託説明書(交付目論見書)に詳しく記載されていますので、よくお読みください。

フランクリン・テンプルトン・ニュージーランド債券ファンド(毎月分配型) マンスリー・レポート  
追加型投信／海外／債券

[収益分配金に関する留意事項]

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

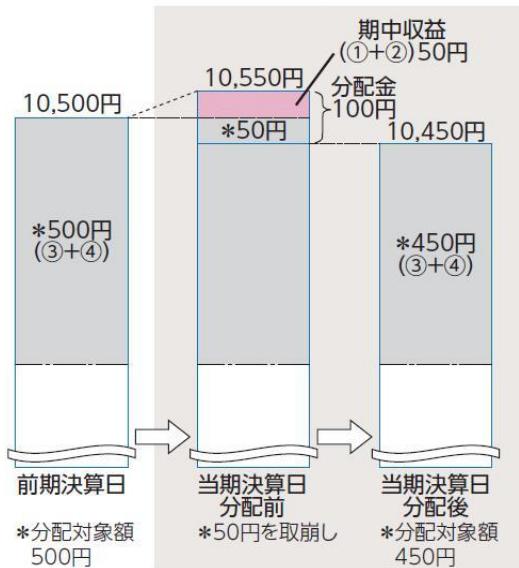
投資信託で分配金が支払われるイメージ



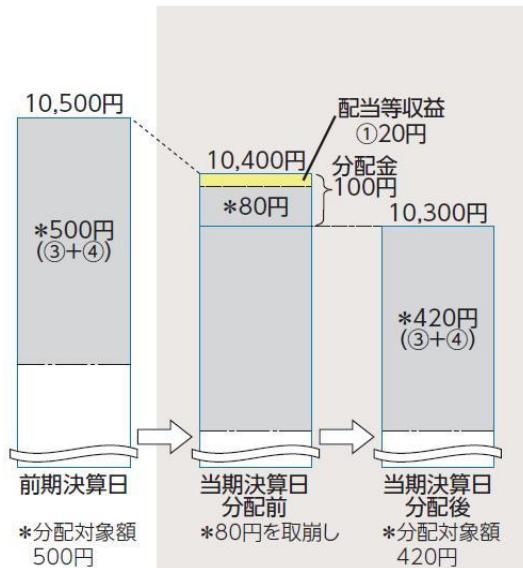
●分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



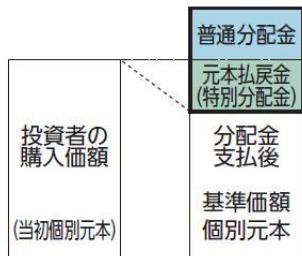
(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

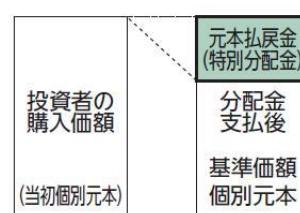
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については交付目論見書「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

**Franklin·テンプルトン·ニュージーランド債券ファンド(毎月分配型) マンスリー・レポート  
追加型投信／海外／債券**

**【お申込みメモ】**

ファンド名	Franklin·テンプルトン·ニュージーランド債券ファンド(毎月分配型)
購入単位	販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時30分までに販売会社が受けたものを当日の申込分とします。 なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
購入・換金の申込受付不可日	メルボルン、オークランドまたはウェリントンの銀行休業日の場合には、購入・換金申込は受けません。
信託期間	無期限(2014年2月28日設定)
決算日	每月15日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時に、分配方針に基づき分配を行います。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除及び益金不算入制度の適用はありません。 ※税法等が改正された場合には、内容が変更になることがあります。
購入申込取扱場所	取扱販売会社までお問合せください。

**【ファンドの費用】**

**投資者が直接的に負担する費用**

購入時手数料	申込金額(購入申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額)に、 <b>3.85%(税抜3.50%)を上限</b> として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。
信託財産留保額	ありません。

**投資者が信託財産で間接的に負担する費用**

運用管理費用(信託報酬)	純資産総額に対し、 <b>年率1.43%(税抜1.30%)</b> ※運用管理費用(信託報酬)は毎日計上され、日々の基準価額に反映されます。 なお、信託財産からは毎決算時または償還時に支払われます。
その他の費用・手数料	売買委託手数料、保管費用、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税等原則として発生時に、実費が信託財産から支払われます。 その他諸費用(監査費用、印刷等費用、受益権の管理事務費用等。) 日々の純資産総額に年率0.05%を乗じて得た金額を上限として委託会社が算出する金額が毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、信託財産からは毎決算時または償還時に支払われます。 ※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※投資者の皆さんにご負担いただく手数料等の合計額については、当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

**Franklin·テンプルトン·ニュージーランド債券ファンド(毎月分配型) マンスリー・レポート  
追加型投信／海外／債券**

**【委託会社、その他関係法人の概況】**

委託会社	フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第417号 加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
投資顧問会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーウェイ・リミテッド(在オーストラリア)
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
取扱販売会社の照会先	フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社 <a href="https://www.franklintempleton.co.jp">https://www.franklintempleton.co.jp</a> (03)5219-5940 (受付時間 営業日の午前9時～午後5時)

**【販売会社】**

販売会社名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	日本商品先物取引協会
株式会社あいち銀行 *	登録金融機関 東海財務局長(登金)第12号	○				
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	○	○
株式会社鹿児島銀行	登録金融機関 九州財務局長(登金)第2号	○				
九州FG証券株式会社	金融商品取引業者 九州財務局長(金商)第18号	○				
株式会社熊本銀行	登録金融機関 九州財務局長(登金)第6号	○				
株式会社十八親和銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第3号	○				
ソニー銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第578号	○		○	○	
株式会社千葉銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第39号	○		○		
株式会社東邦銀行 (ネット専用)	登録金融機関 東北財務局長(登金)第7号	○				
とうほう証券株式会社 *	金融商品取引業者 東北財務局長(金商)第36号	○				
株式会社栃木銀行 *	登録金融機関 関東財務局長(登金)第57号	○				
株式会社長崎銀行 *	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第6号	○				
株式会社西日本シティ銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第6号	○		○		
株式会社福岡銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第7号	○		○		
株式会社北海道銀行 *	登録金融機関 北海道財務局長(登金)第1号	○		○		
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号	○		○		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○	
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券、マネックス証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○		
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第633号	○				
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○	
水戸証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第181号	○	○			
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○	○

\* 新規の募集を停止しております。

## フランクリン・テンプルトン・ニュージーランド債券ファンド(毎月分配型) マンスリー・レポート 追加型投信／海外／債券

### 本資料をご覧いただく上でのご留意事項

- 当資料は、フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社（以下「当社」）が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料は、当社が信頼性が高いと判断した各種データ等に基づいて作成したものですが、その完全性、正確性を保証するものではありません。
- 当資料に記載されたグラフやデータ等は、過去の実績または予測であり、将来の運用成果・市場変動等を示唆あるいは保証するものではありません。運用実績等は税引前のものです。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 投資信託は値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります）に投資しますので、組入証券の価格の下落や、組入証券の発行者の信用状況の悪化等の影響による基準価額の下落により、損失を被ることがあります。したがって、投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託は預金等や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外で投資信託をご購入された場合は、投資者保護基金の支払いの対象にはなりません。
- 投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 投資信託の取得の申込みにあたっては、販売会社より最新の投資信託説明書（交付目論見書）をお渡しいたしますので、必ず内容を十分ご確認のうえご自身でご判断ください。投資信託説明書（交付目論見書）は、取扱販売会社にご請求ください。
- 当資料に指標・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権、その他一切の権利は、その発行者に帰属します。
- 当資料は当社の許可なく複製・転用することはできません。